

情報Ⅰ

学習指導要領 (1) - 知・技 - イ
 学習指導要領 (1) - 思・判・表 - イ
 学習内容 (1) - イ 法・情報セキュリティ・情報モラル

以下、法制度に関しては、日本のものについて考えるものとする。

(ア) 著作権法による著作物の定義について、空欄 [(1)] と [(2)] にあてはまるものを下の選択肢から選び、その番号をそれぞれの解答欄にマークしなさい。

[(1)] 又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、 [(2)] 又は音楽の範囲に属するものをいう。

[(1)] ~ [(2)] の選択肢】

- (1) 判断 (2) 映画 (3) 認識 (4) 思想 (5) 芸術
 (6) 意識 (7) 描写 (8) 美術 (9) 哲学 (0) 絵画

(イ) 著作権法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 [(3)] にマークしなさい。

- (1) 株式会社は、思想や感情を持つことができないから、著作者になることはできない。
 (2) 私的使用を目的として著作物を複製する場合は、原則として著作権者の許諾を得なければならない。
 (3) 著作権は、著作者が死亡した時点で消滅する。
 (4) 同一性保持権は、著作者人格権であるから、相続することができない。
 (5) 著作権は、文化庁長官が著作物を著作権登録原簿に登録することにより発生する。

(ウ) 次の文章を読み、空欄 [(4)] から [(7)] にあてはまるものを下の選択肢から選び、その番号をそれぞれの解答欄にマークしなさい。

従前存在しなかった情報を新たに創作した場合に、その創作性のゆえにこの情報を創作した者に独占を許す法制度として、文化的創作に関する [(4)] 法、技術的創作に関する [(5)] 法および実用新案法がある。新規な工業的デザインを保護する [(6)] 法も創作法であり、種苗法および半導体集積回路配置法も創作法に分類できる。

一方、流通過程における商品の出所を示す標識である [(7)] を保護する [(7)] 法は、 [(7)] が新規な創作であるから保護されるのではなく、付された [(7)] ごとに異なる出所であることを示す特徴があれば保護される。このことから、 [(7)] 法は標識法と呼ばれる。(後略)

(出典：高林龍『標準特許法 第6版』(有斐閣、2017年))

[(4)] ~ [(7)] の選択肢】

- (1) 独占禁止 (2) 不正競争防止 (3) 著作権 (4) 個人情報保護
 (5) 情報公開 (6) 意匠 (7) 商標 (8) 電気通信事業
 (9) 景品表示 (0) 特許

(エ) プライバシー・個人情報に関する説明として、正しいものを次の選択肢から選び、その番号を解答欄 (8) にマークしなさい。

- (1) 児童買春をした疑いで逮捕されたという事実は、公共の利害に関する事項であるから、プライバシーに属する事実にはあたらない。
- (2) 学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、個人識別等を行うための単純な情報であって、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではないから、法的保護の対象となるプライバシーに係る情報には該当しない。
- (3) 個人情報取扱事業者は、捜査機関から捜査関係事項照会を受けたにもかかわらず回答を拒否した場合、刑事罰を受ける。
- (4) 個人情報取扱事業者が、自社で運営する Web サイトにおける顧客の取引履歴について、顧客の氏名を番号に置換した一覧表を作成した場合でも、その一覧表を顧客本人の同意なく第三者に対して自由に提供することはできない。
- (5) 職場に設置されたロッカー内にある従業員の私物を管理者が写真撮影する行為は、従業員に対するプライバシー侵害にはあたらない。